

「医療的ケア児及びその家族に対する 支援に関する法律」における 岐阜県の取組み



岐阜県 健康福祉部
医療福祉連携推進課
(障がい児者医療推進係)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 における岐阜県としての動き

資料7

＜家族の日常生活支援＞

- 在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助
- 短期入所等利用促進体制整備事業費補助
- △在宅医療的ケア児等訪問看護支援事業費補助
- ★要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク
- ◆要電源重度障がい児者非常用電源装置整備補助
- ◇医療的ケア児等災害時電源確保ガイドブックの作成

＜情報共有の促進、広報啓発＞

- 岐阜県小児在宅医療研究会
- 東海三県小児在宅医療研究会
- 圏域版小児在宅医療研究会（西濃圏域）
- 障がい児者支援を考える公開連続講座

＜医療的ケア児支援センター＞

- ◎重症心身障がい在宅支援センター「みらい」

＜支援を行う人材確保等推進＞

- ◇小児在宅医療教育研修センター
- ◎小児在宅医療実技講習会
- ◎小児等在宅医療個別指導事業
- 重症心身障がい児者看護人材育成研修
- ◇小児在宅訪問看護人材育成研修
- 小児在宅移行支援看護人材育成研修
- 重症心身障がい児看護マニュアル
- 小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修
- 福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助
- 喀痰吸引等研修の受講促進支援
- ★医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケア児が在籍する保育所、県立特別支援学校等に対する支援

＜学校における医療的ケア等支援＞

- ・医療的ケア児校外学習充実事業
- ・医療的ケア運営協議会、医療的ケア担当者会
- ・医療的ケア看護師（初任看護師等）研修会
- ・医療的ケア看護師研修会、医療的ケア専門研修（特別支援教育課）

＜保育所における医療的ケア等支援＞

- ・療育支援体制強化事業費補助金
- ・保育対策総合支援事業費補助金（子育て支援課）